

00165

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示
 - とう精工場の所在地変更
 - 漁業監督吏員の任命
 - 漁業法に基く司法警察員の任命
 - 土地の公用廃止
 - 公有水面埋立の変更
 - 土地の公用廃止
 - 牛流性性感冒予防注射等の実施
 - 県税外収入金徴収吏員証の交付
 - 県税外収入金滞納者財産差押票の交付
- ◇公告
 - 二級建築士資格試験の合格者

告示

鳥取県告示第四百号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条の二の第三項に基き次のとおりとう精業者の
工場所在地の変更を承認した。

昭和三十三年八月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	名称	変更前の工場所在地	変更後の工場所在地
三二五	米子食糧企業組合	米子市方能町七二	米子市角盤町一〇一、〇〇一

鳥取県告示第四百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条
第一項の規定による漁業監督吏員を次のように任命した。

昭和三十三年八月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一任命

証票番号	氏名	職名	勤務所	任命年月日及び 票交付年月日
二五	兜金幸男	鳥取県 技術吏員	経済部 水産課	昭和三十三年八月 一日

鳥取県告示第四百二号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条
第五項の規程による司法警察員として職務を行う者を次
のように指名した。

昭和三十三年八月十六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

司法警察 員証番号	氏名	職名	勤務所	指名期間
四七六	兜金幸男	鳥取県 技術吏員	鳥取県 経済部 水産課	昭和三十三年八 月一日から 昭和三十三年三 月三十一日まで

鳥取県告示第四百三号
次の土地はその公用を廃止する。

- 昭和三十三年八月十六日
鳥取県知事 遠 藤 茂
- 一 西伯郡伯仙町尾高福留四七四番地先 堤防敷地 八
六坪三〇五
 - 二 " " 四七五番地先 " 五
一坪二八五
- （関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百四号
次の堤防敷地はその公用を廃止する。
昭和三十三年八月十六日

- 鳥取県知事 遠 藤 茂
- 一 西伯郡西伯町大字落合字中河原三三二番地先 堤防
敷地面積 一一坪三合七勺
- （関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百五号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規

定により次のように公有水面埋立の変更を免許した。

昭和三十三年八月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所
境港市小篠津町大字小篠津三八七ノ一地先沖合
八八、四四メートルから北方同四一五〇、四地先沖
合一一メートルを結ぶ中海水面

- 二 埋立面積
六二、七二四、五平方メートル
- 三 埋立の目的
魚類養殖場造成
- 四 埋立の免許を受けた者
境港市新屋町四三四番地
中海漁業生産組合組合長 永井芳房

鳥取県告示第四百六号
次のとおりその公用を廃止する。
昭和三十三年八月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 鳥取市雲山字大道ノ下四八番地先から六〇番ノ三
先にいたる水路及び道路敷
面積 道路敷 二九、二六坪
水路敷 九四、七二坪
- （関係図面は、土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百七号

次のように牛の流行性感冒及び炭疽の予防注射を実施す
るから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六
号）第六条の規定により牛及び馬の所有者に対して予防
注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年八月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 牛の流行性感冒及び炭疽予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛の流行性感冒予防注射 牛 ただし生後三

<p>簡月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。</p> <p>炭疽予防注射 牛、馬 ただし生後六箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。</p>		<p>二十三日 二十八日 " 東郷町舎人地区 舎人</p> <p>" " " 羽合町浅津地区 浅津</p> <p>二十四日 " " 泊村 泊</p> <p>炭疽予防注射</p>	
<p>四 実施の期日 別表のとおり</p> <p>五 検査及び注射駆除の方法</p> <p>牛の流行性感冒予防注射 牛流行性感冒予防液皮下注射</p> <p>炭疽予防注射 炭疽第二予防液皮内注射</p>	<p>別表</p> <p>牛の流行性感冒予防注射</p>	<p>実施の期日</p> <p>八月二十六日 東伯郡中山町上中山地区 上中山家畜検査場</p> <p>" " " 赤碕町以西地区 以西</p> <p>" " " 赤碕地区 赤碕家畜市場</p> <p>" " " 中山町下中山地区 下中山家畜検査場</p> <p>" " " 東伯町旧古布庄地区 古布庄</p> <p>" " " 赤碕町安田地区 安田</p> <p>" " " 東伯町上郷、下郷地区 上郷、下郷</p> <p>" " " 赤碕町成美地区 成美</p> <p>" " " 北条町中北条地区 中北条</p> <p>" " " 東伯町浦安、八橋地区 浦安、八橋</p> <p>" " " 北条町下北条地区 下北条</p>	<p>実施区域</p> <p>東郷町舎人地区</p> <p>羽合町浅津地区</p> <p>泊村</p> <p>赤碕町以西地区</p> <p>赤碕地区</p> <p>中山町下中山地区</p> <p>東伯町旧古布庄地区</p> <p>赤碕町安田地区</p> <p>東伯町上郷、下郷地区</p> <p>赤碕町成美地区</p> <p>北条町中北条地区</p> <p>東伯町浦安、八橋地区</p> <p>北条町下北条地区</p>

<p>鳥取県告示第四百八号</p> <p>督促手数料及び延滞金等徴收規則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三号)第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。</p> <p>昭和三十三年八月十六日</p>		<p>鳥取県告示第四百九号</p> <p>督促手数料及び延滞金等徴收規則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三号)第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。</p> <p>昭和三十三年八月十六日</p>	
<p>職名 氏名 番号 交付年月日</p> <p>事務吏員 中島 喜一 一四八 昭和三十三年八月十二日</p> <p>" 建井 宏 一四九 "</p> <p>" 豊田 良雄 一五〇 "</p> <p>" 福田 猪三 一五一 "</p> <p>" 矢城節二郎 一五二 "</p> <p>" 菅立 俊夫 一五三 "</p> <p>" 林 喜代隆 一五四 "</p> <p>" 坂本 秀男 一五五 "</p> <p>" 中家 誠次 一五六 "</p> <p>" 山本 博 一五七 "</p>	<p>鳥取県知事 遠 藤 茂</p>	<p>高橋 憲二 一五八 "</p> <p>安田 洋 一五九 "</p> <p>西尾邦太郎 一六〇 "</p> <p>関 孝敏 一六一 "</p> <p>上林 節雄 一六二 "</p>	<p>鳥取県知事 遠 藤 茂</p>

公 告

昭和三十二年六月二十二日、六月二十三日実施した二級建築士資格試験合格者は次のとおりである。

昭和三十二年八月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 全科目合格者

矢城節二郎	一五二	〃
芦立 俊夫	一五三	〃
林 喜代隆	一五四	〃
坂本 秀男	一五五	〃
中家 誠次	一五六	〃
山本 博	一五七	〃
高橋 憲二	一五八	〃
安田 洋	一五九	〃
西尾邦太郎	一六〇	〃
関孝 敏	一六一	〃
上林 節雄	一六二	〃

西村 弘	寺沢 八郎	宮内 福二
加藤 邦雄	上山 真一	山形 秀幸
山本 成良	森脇 義起	平岩 正寿
尾坂 功	塩川 忠	八田 頼明
武田 博己	黒見 克弘	岩成 勲一
田辺 克典	堀内 茂	門脇 誠
米川 健一		
二 四科目合格者		
田中方寿治	稲村 静治	柄川 岩雄
石賀 将義	岡村 春一	今井 恒夫
西原 克己	武田 充	田淵 昇
井上 通		
三 三科目合格者		
林憲 一	下田岩次郎	小谷 明夫
河村 頼幸	寺坂 昇	青木 正広
鹿田 正利	盛山 頼幸	松浦 利明
藤井 良	松下 博司	森脇 武夫
渡部 友吉		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町 印刷所